

平成 29 年度 田辺市人権教育啓発推進懇話会 会議録

開催日時	平成 29 年 10 月 31 日 火曜日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	田辺市役所 4 階 第一委員会室
内 容	1 開会あいさつ 2 委員の紹介 3 懇話会の趣旨について 4 田辺市人権施策推進計画の平成 28 年度実績について 5 人権問題の現状と課題「田辺市人権施策基本方針の改定について」 6 その他 7 閉会あいさつ
出席委員	尾花委員、久保哲委員、山田委員、碓井委員、浅井委員、玉井委員、芝本委員、小山委員、 重根委員、西原委員、室谷委員、白川委員、横矢委員、山下委員、田中委員、畑谷委員 石垣委員、朝井委員 計 18 名
欠席委員	和田委員、森下委員、久保正委員、那須委員、折戸委員、有木委員、山本委員、真砂委員、 中本委員、田ノ本委員 計 10 名
事務局	小川企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長 岡本企画員
人権課題講師	人権推進課 堀口係長
傍 聴	0 人

事務局	只今から平成 29 年度田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催します。 当懇話会は、一般公開となっていますのでご報告いたします。 それでは、開会にあたりまして、芝本会長からご挨拶を申し上げます。
会長	1 開会あいさつ 皆様こんにちは。日頃より、委員の皆様におかれましては、様々な分野において、田辺市の人権を大切にするまちづくりにご協力を頂き本当にありがとうございます。 毎日、人権に関連するニュースが多くございますが、「これは、人権だ」と気づく市民の方が、一人でも多くなることを願って、毎年懇話会を開催しております。 本日は、ご審議にご協力を頂きたいと思います。
事務局	2 委員の紹介 ありがとうございました。 今回、各選出団体から新たにご推薦をいただいた委員の皆様には、当懇話会委員の委嘱状をお配りしています。市長から手渡しをさせていただくのが本意ですが、ご容赦を賜りますようお願いいたします。

事務局	また、本日、初めての会議となりますので、各委員の皆様からそれぞれ自己紹介をお願いします。 <u>各委員から名簿順に、選出団体と氏名の紹介、続いて事務局の紹介</u> ありがとうございます。 ここで、欠席の連絡を、和田委員、久保正委員、那須委員、折戸委員以上の皆様からいただきましたのでご報告します。 それでは、この後の議事進行は芝本会長にお願いします。
議長	では、本日の議題の３番目「懇話会の趣旨について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	３ 懇話会の趣旨について はじめに、当懇話会の趣旨説明をいたします。 田辺市人権教育啓発推進懇話会は、本市における人権教育及び啓発の推進を図るため、平成１７年５月１日に設置され、設置要綱第２条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めています。過去には、『田辺市人権施策基本方針』の策定時に、市長へ答申を行なっております。 また、『田辺市人権施策推進計画』にかかる各課の推進状況について審議等を行っております。その他にも、本市の人権標語である「人権を 守るお手本 家庭から」の看板を設置してはとのご意見を頂き、その後、市民総合センター前と中辺路行政局前には、看板が設置されたところです。 『田辺市人権施策基本方針』には、同和問題をはじめ、女性の人権や子どもの人権、高齢の方や、障害のある方の人権など１５の人権課題について、正しい理解と認識を深め、解決につなげていくための施策や取組を挙げております。平成２５年度からの懇話会においては、一つの人権課題にテーマを絞り、それぞれの担当課職員が現況と課題等を説明した後、委員の皆様方から、直接ご意見やご提案を頂いてまいりました。 こうした、ご意見等につきましては、今後も、田辺市が人権尊重のまちづくりを更に推進していくため、大変貴重なものですので、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。懇話会の趣旨につきましては以上です。
議長	４ 田辺市人権施策推進計画の平成２８年度実績について それでは本日の議題４番目「田辺市人権施策推進計画の平成２８年度実績について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	田辺市では、平成１９年３月に策定した「田辺市人権施策基本方針」で市の人権施策の基本的な方針を示しています。 この基本方針に基づき、平成２１年２月に「田辺市人権施策推進計画」が策定され、行政の事務事業における具体的な取組や計画をまとめています。 また、「田辺市人権施策推進計画に係る平成２８年度推進状況報告書」は、この推進計画の実施状況をまとめたものです。

事務局	特に主な人権施策のポイントと変更点について説明をいたします。はじめに、 1. 人権施策を推進するための条件整備については、生涯学習の視点に立って市民の主体性を大切にした人権施策について載せています。 主なものは、「田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局」で、平成28年度の事業実施状況については、「命・まもる人権」を活動テーマとし、各種会議の開催や、理事研修会の開催及び広報誌「れんめいだより」の発行などを行いました。 また、田辺支部及び行政局管内の4つの支部では、それぞれの地域の実情や課題に応じた講演会や啓発活動を行い、一人ひとりの人権意識の向上に努めています。 各種講演会については、連盟の理事だけでなく幅広い年齢層の方に対し、参加の呼びかけを行うことが今後も課題となっています。 次に、「紀南地方人権推進連絡協議会との連携」ですが、平成28年8月24日に、すさみ町人権委員会の宇井清子さんを講師に「人権教室を実施して」と題する人権研修会を実施しました。その他にも、日本最初の人権宣言「全国水平社宣言」の起草者である、西光万吉氏の記念館（紀の川市）に行き、同和問題に対する正しい理解と認識を更に深める研修を行いました。 次に2ページの「田辺人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局」ですが、平成28年度は、6月の人権擁護委員の日や、12月の人権週間中における街頭啓発のほか、人権教室や、人権の花紙ふうせん打ち上げ事業を市内小学校において実施しました。 また、人権の花運動の写真コンテストのパネルを、生涯学習フェスティバルやたなべ人権フェスティバルにおいて展示し、活動の周知を図りました。 次に「学習教材の開発」ですが、平成28年度は、同和問題や女性の人権、職場の人権などのDVDソフトを4巻購入しました。これらは、企業や学校、地域での人権学習会などに利用しており、平成28年度の貸出し本数は91巻で、前年度と比較して45巻増加しています。 次に3ページの「人権を考える集い」では、田辺市人権擁護連盟と本市が共催で平成29年2月4日に紀南文化会館において「命まもる・人権」をテーマに講演会を開催しました。第1部では、増岡 弘さんによる講演を、第2部では劇団東京ルネッサンスによる群読「角筈（つのはず）にて」を行いました。 参加者数は250名でしたが、今後も多くの皆様に参加してもらえよう、より効果的な方法で実施していくことが課題となっております。 次に、「人権学習指導者養成講座」ですが、こちらは平成28年10月22日に、ひがしコミュニティセンターにおいて、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事、人権擁護連盟理事などを対象に研修会を開催しました。防災まちづくり課の職員を講師に、東日本大震災や熊本地震、平成23年に当地域で起きた台風12号災害における講義などを行い、87名の参加者がありました。 この研修会は、平成23年度から生涯学習課と人権擁護連盟が合同で開催をしており、今年度で7回目となります。また、今年度の研修会は、すでに10月14日に、ひがしコミュニティセンターで「ありのままでいいよ。～ありのままだ否定される日～」と題した講演を実施しており、その内容等は、12月に全戸配布されます人権擁護連盟の広報誌「れんめいだより」に掲載を予定しています。
-----	---

事務局	次に5ページからの 2. 人権の視点に立った行政の推進ですが、こちらは市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくために各課における取組状況について載せております。 9ページに「避難行動要支援者の支援対策」とあります。 こちらは、防災まちづくり課で実施している事業ですが、平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿の作成や提供が法的に位置づけをされました。 この名簿については、市から要支援者本人による同意が得られた場合に、名簿へ記載されることになっており、自治会や自主防災組織、消防団及び警察等に対し、名簿の提供を行っているところです。 今後、名簿については、災害時のみならず平常時においても支援の1つの手段として活用していただけるような啓発が必要となります。 また、多種多様な災害に対応するため、要支援者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっております。 次に10ページに市民課の事業で「田辺市事前登録による本人通知制度」とあります。 こちらは、個人の住民票や戸籍謄本が、身元調査等のために不正に取得されるという事件が全国的に後を絶たないために、田辺市では平成25年10月から開始しました。 平成29年2月に田辺市においても、匿名の電話で「子どもが結婚するに当たって〇〇の地区は同和地区か教えてほしい」と言った差別的な問い合わせが発生しております。 こうした問い合わせは、いまだに同和地区を忌避する根深い偏見が存在していることを現しており、発生直後に各部課長を通じて全職員に今後も同様の事例が生じた場合の適切な対応と、同和問題を正しく理解し、認識を深めるための指導を周知徹底したところです。 こうした状況の中、本人以外の代理人や第三者に、住民票の写しや戸籍謄本等を交付した場合、その事実を、事前登録をされた本人に通知する制度となっております。 本人通知をすることにより不正請求の抑止や早期発見、個人の権利侵害の抑止及び防止を目的としています。 平成29年4月末現在で、登録者数207人、通知件数13件で、まだまだ、利用されている方が少なく、今後も周知していくことが課題となっております。 次に、11ページの 3. 人権教育・啓発の推進ですが、こちらは企業や団体、地域、公民館、学校など、様々な場所や機会を通じて実施した人権教育や啓発事業について載せています。 「企業・各種団体等での人権啓発」では、企業の社会的責任が強く問われる中、平成28年度は3企業・団体から研修の要望があり、延べ174名を対象に人権研修を実施しました。講師はいずれも、当懇話会の朝井委員です。テーマは、「同和問題解決への道」や「人権の人・宮沢賢治の琴線に触れる」など、企業側の要望に考慮しながら実施しています。 今後も、田辺市企業人権推進協議会等と連携し、学習相談への対応や人権啓発DVDの貸出、講師派遣などの支援を実施してまいります。 次に、「人を大切にする教育の推進」ですが、学校教育課では、平成29年1月23日に人を大切にする教育主任・学習支援推進教員研修会を実施し、「同和問題と子どもの人権」等について研修を行っています。
-----	---

事務局	近年、いじめやインターネットによる人権侵害、外国人や性同一性障害の方に対する差別や偏見など、人権問題は複雑多様化しており、実態に応じた研修を今後も実施していく必要があります。 次に、14ページに「田辺市民生児童委員協議会研修会」とあります。平成28年度は、本懇話会の会長でもある田辺市人権擁護連盟の芝本理事長を講師に「東日本大震災・福島の実状から～命・人権・絆を見つめなおす～」と題して研修会を実施しております。 芝本会長は、福島県のお生まれで、人権の視点から福島県の復興と地域活性化に積極的に取り組まれており、これまで市内で5ヶ所のほか、和歌山市や新宮市、すさみ町もあわせ合計8回の講演をされております。 次に、「本宮人権お話会」とありますが、こちらは、本宮管内における小・中学生に人権作文を書いてもらい、各校の代表に選ばれた生徒の作文発表とあわせて講演会を開催しているものです。また、発表された作文は、作文集として製本し、本宮管内で各戸配布を行なっております。本宮町で50年以上に渡り、続けている素晴らしい取組です。 人権教育・啓発の推進にあたっては、今後も引続き、全ての行政分野において、総合的に人権尊重の精神を浸透させていく必要があります、全力で取組を進めているところです。 次に、15ページの 4. 相談支援体制の推進についてですが、人権に関する相談については人権推進課を中心に、各機関等と連携を図りながら行っています。 また、女性や子ども、障がいのある方に関する相談や、子育て、いじめ、ひきこもりに関する相談など、様々な相談窓口について載せています。 相談、支援体制については、市民の皆様にとって身近で信頼できる窓口であるように、各窓口が連携し取り組んでおります。市のホームページに、人権に関わる市内の主な相談窓口や、県内の主な相談窓口を掲載しています。委員の皆様方は、市民の方から様々な相談をお受けする機会が多いかと思います。相談窓口の一覧表をお配りしていますので参考にいただければ幸いです。 次に19ページからは、「同和問題」をはじめ「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障がいのある方の人権」、「外国人の人権」など、最終ページの「性同一性障害者の人権」までは、様々な人権課題の解決に向けた各課の事業実施状況をまとめています。 平成28年度に入ってから、人権に関する法律（障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が施行されましたが、こうした中で、 5. 同和問題についてですが、19ページに「同和問題」啓発とあります。 田辺市では、戦後の早い時期から同和問題について正しい理解と認識を深めるために、長年にわたり人権教育や啓発活動に取り組んできました。 また、平成28年12月に部落差別解消推進法が成立した翌月23日には、「同和問題解決への道」と題して、同和問題の歴史と現状のほか、部落差別解消推進法の趣旨、地方公共団体の責務及び相談体制の充実等について理解するための研修会を実施しました。 先ほども申しましたが、田辺市においても、匿名の電話による同和地区の問い合わせが発生していることや、全国的には、インターネット上による極めて悪質な差別事件や、身元調査による戸籍等の不正取得事件が発生しております。今後も、同和問題の解決に向けて、引続き人権教育や啓発活動等に取り組んでまいります。次に、
-----	---

事務局	9. 障害者の人権についてですが、31ページに「田辺市バリアフリー基本構想」の推進とあります。 こちらは、やすらぎ対策課障害福祉室の事業ですが、田辺市では「田辺市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢の方や、障害のある方等が安心して安全に利用できるように、公共施設等のバリアフリー化に取り組んでいます。これまでも、歩道の改修や整備などに取り組んでいましたが、今後も、誰もが利用しやすいよう配慮し、整備を進めてまいります。 また、10月26日に、田辺市人権擁護連盟田辺支部のバリアフリー化委員会が、田辺駅前を中心として、市内の実地調査を行っています。 こうした中での意見等も十分に取り入れながら、物理的なバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーの推進にも積極的に取り組むことが必要と考えています。 人権問題の現状と課題につきましては、『田辺市人権施策基本方針』に15の課題を挙げていますが、限られた時間の中で、すべての人権課題を説明することは困難ですので、平成25年度からの懇話会より、一つの人権課題にテーマを絞っているところです。 今年度は、近年の人権に関する法律の施行や、本年7月に第2次田辺市総合計画が策定されたことを受けて、現行の『田辺市人権施策基本方針』の改定について、この後、説明をさせていただきたいと思います。 皆様のご助言やご意見を頂戴し、田辺市のまちづくりの基本理念である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の推進に活かしてまいりますので、よろしくお願いします。平成28年度の実績については以上です。
議長	只今、事務局から概要及び新規事業について説明がありましたが、全般を通してのご意見やご質問は、後ほどお受けいたします。また、先ほど説明がございましたが、平成25年度より、「人権問題の現状と課題」の一つに的を絞って皆様のご意見やご提言をいただいております。 昨年度は「女性の人権」、平成27年度は「障害者の人権」について担当部署から講師をお招きし、現状と課題についてお話を頂き、皆様のご意見や、ご提言をいただいております。 田辺市では、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」が策定され、人権尊重のまちづくりの実現に向け、総合的に人権施策を推進しているところですが、基本方針の策定から12年が経過し、また、社会情勢の変化とともに、多様化・複雑化する新たな人権課題を解決していくためにも、現行の基本方針を改定してはと考えます。 こうしたことから、基本方針の改定（案）について事務局から説明をお願いします。 5 人権問題の現状と課題 テーマ「田辺市人権施策基本方針の改定」について（資料1）
事務局	では、引き続き「田辺市人権施策基本方針の改定（案）」について説明いたします。 1 田辺市人権施策基本方針改定の背景 田辺市では、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の視点に立ち、総合的な施策の推進に努めてまいりました。

事務局	しかし、依然として同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人等に対する差別や人権侵害など、様々な人権問題が発生しています。 また、社会情勢の変化に伴い、インターネット上での誹謗中傷が顕著になるとともに、プライバシーの侵害や職場におけるハラスメント、子どもの貧困問題など人権問題は複雑、多様化しています。 さらに、東日本大震災や紀伊半島の大水害において多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難所運営等においても、女性や障害のある方に対する差別や人権侵害が顕在化しました。 こうした背景のもと、近年の人権に関する法律の施行や、「和歌山人権施策基本方針」の第2次改定、「第2次田辺市総合計画」等との整合性を図るとともに、これまでの取組の成果や、新たな人権課題への対応を踏まえ、基本方針の改定を行いたいと考えています。 2 改定の理由 田辺市人権施策基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として策定するもので、策定にあたっては関連する法律等との整合性を図ることとなっています。 3 近年の人権問題に関する法律の動き 次に、近年の人権に関する法律の動きについては、平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されました。また、同年6月にはヘイトスピーチ解消法が、続いて12月には、部落差別解消推進法が施行されています。 平成14年の小泉政権の時に、国会に提案された「人権擁護法案」は、あらゆる人権侵害を対象とし、禁止規定や罰則を含んでおりましたが、その時の法案に対しては、国民的合意が得られなかったことと、国会の解散によって廃案となりました。 平成24年の野田政権の時には、「人権委員会設置法案」を閣議決定しましたが、政権交代でこちらも廃案となりました。 近年の人権に関する法律の動きをみますと、あらゆる人権侵害を対象とした包括的な人権侵害救済法ではなく、罰則規定のない個別的な理念法を積み上げることで、人権問題の解決を図るようになってきております。 4 和歌山人権施策基本方針策定の動き 和歌山県では、平成14年4月1日に「和歌山人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、「和歌山人権施策推進審議会」を設置しました。 これは、田辺市に例えると本懇話会と同じものですが、この審議会によって、平成16年8月に「和歌山人権施策基本方針」を策定しました。 その後、改定の動きは次のとおりです。 ・「和歌山人権施策基本方針」策定 平成16年8月 ・「和歌山人権施策基本方針」改定 平成22年2月 ・「和歌山人権施策基本方針 第2次改訂版」策定 平成27年2月
-----	---

事務局	5 他市の人権施策基本方針等の改定状況 次に、他市の改定状況は次のとおりです。 和歌山市：①平成 23 年 3 月 ②平成 27 年 3 月 紀の川市：①平成 19 年 3 月 ②平成 28 年 3 月 岩出市：①平成 23 年 3 月 ②平成 28 年 3 月 海南市：①平成 18 年 3 月 ②平成 24 年 3 月 ③平成 29 年 3 月 御坊市：①平成 28 年 3 月 新宮市：①平成 21 年 3 月 ②平成 27 年 3 月 橋本市：①平成 17 年 3 月 ②平成 20 年 3 月 ● 田辺市の取組 次に、田辺市の取組について簡単に説明をします。 田辺市は、市制が施行され 12 年目を迎えましたが、合併後の平成 17 年 10 月に「田辺市民憲章」を制定しました。市民憲章とは市民生活の最高規範で、理想とするまちをつくるため 5 本の柱を定めたものです。第 4 項には、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」とあります。 私たちの地域は、戦後の早い時期から、市民の皆様と行政が連携し、同和問題の解決を中心とした人権施策に取り組み、大きな成果を収めてきました。 昭和 25 年に田辺市人権擁護連盟を、また、昭和 31 年には本宮人権尊重委員会が設立されるなど、国が同和問題を早急に解決するために、昭和 40 年に出した「同和対策審議会答申」よりも以前からの取組は、全国的にも画期的なことでした。 こうした先人たちが築き上げてきた【人権尊重と平和のまちづくり】を私たちが受け継いでいくことを謳っているものです。 ● 田辺市総合計画の基本理念 その後、平成 19 年 3 月に「第 1 次田辺市総合計画」を策定しました。 平成 29 年 7 月には、「第 2 次田辺市総合計画」が策定されましたが、これは、今後 10 年間の田辺市のまちづくりを示す全体的な計画や構想で、最も上位にある計画です。 総合計画の基本理念には「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」と定めています。この基本理念に基づいて、様々な方針やプランなどが策定されています。 ● 田辺市人権施策基本方針の基本理念 人権が尊重されるまちづくりを目指すため、平成 19 年 3 月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、この方針に基づきすべての行政分野において総合的に人権を尊重するための施策を推進しています。「田辺市人権施策基本方針」の基本理念には、「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」と定めています。まちづくりの基本理念の中には、「人権の尊重」が謳われていますが、人権が尊重されているまちは、出身地や性別などを問わず、赤ちゃんから高齢の方まで、障がいがある人もない人も、誰もが住みやすいまちだと言えるのではないのでしょうか。
-----	--

事務局	● 人権問題の現状と課題について 現行の「田辺市人権施策基本方針」の第3章には、同和問題をはじめ、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある方の人権など、15の人権課題を挙げています。 ● 改定の要点（案） この15の人権課題の「現状と課題」について、近年の法令等の動きを踏まえ、 ① <u>基本認識</u>、②<u>略年表</u>、③<u>現状と課題</u>、④<u>基本的な取組</u> の改定を全体的に行い、人権施策を総合的に推進するための方向性を示して行きたいと考えています。また、15の課題のほかにも、国や県では、「情報と人権」、「災害と人権」、「人身取引」が新たな人権課題として項目を追加しています。 改定の要点（案）につきましては、委員の皆様方の御意見を賜りたいと思います。 ● 基本方針の改定スケジュール（案） 次に、基本方針の改定スケジュールについて説明させていただきます。 現在、当懇話会は年1回の開催となっておりますが、平成30年度につきましては、数回の開催を予定しております。委員の皆様の任期については、今年度3月末で終了となりますが、田辺市における人権教育及び人権啓発の推進を更に図るために、引続きお受け頂き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。
議長	■ 意見、質問、提言など ありがとうございます。ただいまの説明について、皆様方から、この件に関することでご意見を伺いたいのですが、何かございませんか？
A 委員	基本方針に関してですが、至るところに「性同一性障害」という表現があります。 来年度、改定するならばこの言葉はいかがなものか。先日、人権擁護連盟大塔支部で会議があり、性同一性でなかったらあかんのかと、それは障害なのかという議論が出ました。今や、「第3の性」も確かにあるのと、どちらの性を選ぶかは自分が決めればいい。という人権感覚が新たに出て来ている中で、厚労省の方でも、「性同一性障害」という言葉は使われなくなってきている。10年前はこれで良かったかも知れないが、このことも踏まえて、今後どうするのかを検討いただきたいと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。たしかに人権施策基本方針を作ったのも10年前で、「性同一性障害者の人権」という表現になっております。ご指摘いただいたように、名称や表現と言うのは大変デリケートなものですので、十分注意をして人権課題のテーマとしていきたいと考えています。
A 委員	はい。よろしくお願いします。
B 委員	企画部長にお尋ねしますが、教育委員会のモットーとはなんですか。以前、教育委員会の次長でしたので、教育委員会の実情を質問します。

企画部長	教育委員会のモットーといたしますか、観点につきましては、社会教育・学校教育両分野にまたがる行政の中で、その役割を果たすということで、社会教育については、生涯学習の中で、スポーツや自らを高めていく学習支援等をやっております。 また、学校教育につきましては、小・中学校、それから幼稚園ということで、次世代を担う子どもたちの教育環境の整備等について行っております。
B 委員	難しい答えではなく、教育委員会で、一番大事なのは挨拶運動ですよね。 20年、30年前から挨拶運動を実施していますよね。
企画部長	やっております。笑顔いっぱい運動をやっています。
B 委員	それが現在、欠けていませんか。欠けていると思う。特に、市役所の職員が。
企画部長	職員の挨拶ということは、出来て当然のことであり、部長会等を通じて、電話の対応や普段からの接遇などについて、全職員に通知をしているところです。 ご指摘のとおり、まだ、不十分であるという事ですので、こうした点については、徹底してまいりたいと考えております。
B 委員	昨年も言いましたが、80過ぎの高齢者の方が、市役所の正面玄関から入ってきて、ある課を問い合わせた際に、受付の職員が、「そこをまっすぐ行ったらあるよ」といった対応をしているんです。こうした対応で場所が分かりますか。高齢の方であれば、その課まで一緒に行ってあげるとか、こうした気を利かせる行為が出来ないものかと思います。 こうした市職員の態度は、傲慢に見えてしまいますので、もう少し改めてもらいたい。また、この報告書の中には、挨拶運動が書かれていない。人権の視点や啓発の中にも、こうした視点も含めて報告書を作ってはどうか。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。挨拶は、人と人とのコミュニケーションの基本です。それが不十分であることは、私たち職員は反省をしなければなりません。 職員の挨拶については、先ほど企画部長も申し上げましたが、去る8月24日に人権推進課長から、部長会に提案をし、所属長を通じて、周知徹底をしているところです。 実は、去る7月に、芝本会長と新宮市役所を訪れましたが、その際に、すべてのフロアの職員さんから、「お困りですか、どちらへ行かれますか。」と声をかけていただき、大変感動したことがあります。人権が守られているまちを目指すには、気づくことや、コミュニケーションの基本である挨拶が最も大切だと思います。今回のご指摘については、今後も改善していきたいと考えております。 もう一点の事業報告書に、挨拶運動のことが載っていないというご意見については、今後、検討をさせていただきますので、ご理解の程よろしく申し上げます。
議長	B 委員からは、毎年、大変貴重なご意見をいただいておりますが、なかなか市役所の中でも、挨拶が進んでいないのかなあとと思います。私たちも、誰とでも挨拶ができるように

議長	心掛けたいと思います。では、元に戻らせてもらいます。田辺市の人権施策基本方針改定案について、何かご意見はありませんか。来年度の懇話会は、５回程度持たなくてはいけません、よろしいでしょうか。ご意見等があればよろしくお願いします。 人権施策基本方針を改定するという事で、皆さんよろしいでしょうか。
B 委員	昨年も話しましたが、同和問題に関して、今の若い職員や、職員に関わらず３０歳ぐらいまでの若者が、同和という言葉を知らないんです。これをいかに理解させるのか、また、浸透させるのかということが、大変難しいと思います。
議長	本当にそのとおりだと思います。 人権擁護連盟でも、９月に中川喜代子さん（※奈良教育大学名誉教授・和歌山県人権啓発センター理事）をお招きして、同和問題や人間の根源的なことを講演会でお話いただきました。市職員や若い人達も大勢来ていただく機会を提供しているところです。
事務局	ご指摘いただいたように、今の２０代の若手職員は、学校で同和教育を受けていないのが実情だと思います。若い世代の人権研修については、平成２７年度から係長級以下の若手職員を中心に、同和問題を正しく理解するための研修を実施しています。 また、平成２８年１２月に部落差別解消推進法が施行されたことも踏まえ、平成２９年１２月２５日から２７日にかけて、全職員を対象に、人権研修を実施いたします。 現在、人権推進課の職員と隣保館職員が、研修テキストを作成し準備を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。
A 委員	田辺市人権施策基本方針は、１０年を基盤にしたわけですが、１０年は長すぎないですか。人権感覚というのは、本当に１年１年変わってくるもので、１０年前に決めたものが、むしろ逆に差別的な意味合いも持ってくる。性同一性障害はまさにそうなんですが、それを考えると５年ごとに見直すことも考えた方が良いのと違いますか。
事務局	ご意見いただいたように、１０年は長すぎるという考えもあり、庁内でも基本方針の改定について、度々協議をしてきました。その中で、人権に関する大きな法律の改正や、社会情勢の大きな変化の中で、基本方針を改定することになり、これまで１０年間は改定をしておりません。しかし、近年、様々な人権に対する法律が施行されたことや、Ａ委員が言われたように、１０年前に決めた表現等が、差別に繋がることのないよう改めたいと思います。また、次の改定時期は、５年先か１０年先かは未定ですが、皆様のご意見を十分に考慮しながら進めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。
議長	基本方針の改定について、他に意見がないので、次に進みますが、田辺市人権施策推進計画の平成２８年度の実施状況に対しての質問やご意見などはありませんか。
A 委員	１５ページの、４.相談支援体制の推進の不登校児相談は、学校教育課が担当、ひきこもり相談は、健康増進課が担当、家庭児童相談は、子育て推進課が担当、障害者相談支援や

A 委員	自殺対応は、やすらぎ対策課が担当となっています。 このあたりの連携は、具体的にどのようにしているのか。一緒にケース会議を開くなどの連携があるのか気になります。不登校には、その子どもが抱えている課題が多岐にわたり、家庭が貧困で一日 2 食しか食べれず、やる気をなくしていく子どももいる。あるいは精神的な疾患が原因で、小さなことが、妄想的に大きく拡大して学校に行けなくなるケースもあるわけです。あるいは、誤った教育観をもった両親に育てられて、偏った価値観の中で、学校へ行けなくなる子どももいる。相談に来た時に、この子はどんな課題を持っていて、どんな支援が必要なのかは、1 つの窓口では察知しにくい。こうした場合は、ケース会議を開いて、この子に対しどんな支援がよいかを連携しないと、学校教育課だけでは対応しきれないケースが多々あると思います。それについて、どんな連携をされているのでしょうか。
企画部長	今、お話しいただいたように様々なケースがあると思います。例えば、児童問題の関係で、虐待などがある場合は、児童問題対策地域協議会に参画している関係機関が集まってケース会議が開催されています。また、いじめ問題については、青少年センターや、教育委員会、幼稚園、小学校関係での連絡協議会がございますので連携をとっております。
A 委員	実際に、子どもの相談に来た人が、あちこちに振り回される現実があるんです。例えば、思春期外来ですが、医師や福祉の担当者も入って、この家庭はどの手当が必要か、この子どもには、どんな対応が必要なのか、精神的な対応が必要か、治療が必要か、あるいは教育者も入って、この家庭の教育をどうしていくのか、という部分も含めて総合的に考える。あちこちに振り回されると相談者は困ってしまいます。総合的なケース会議や子どもの総合相談は、大都市ではかなり進んでおります。子ども相談では、どんな相談がきても、チームで対応し、福祉の担当者や精神科の医師、教育の生徒指導のベテランがいるなど、個々のケースに対して方針を出す。一つの窓口だけでなく、総合的な組織が作れないものかと思いますがいかがでしょう。
事務局	相談者の方にとって、この問題はあっち、この相談はこっちと振り回されること程、辛いことはないと思います。 委員の皆様はご存じだと思いますが、田辺市の「ゆめふる」では、知的障害や、身体障害、精神障害、発達障害といったこれまで別々の窓口を、4 法人が一つになって、一つの窓口でそれぞれの障害について相談を受けられるようになっております。 今、A 委員からは、子どものひきこもりや不登校など様々な相談窓口が別々にあるので、「ゆめふる」のように、ワンストップの相談窓口があればとの提案だと思います。 企画部長からも申し上げましたが、連絡協議会での連携やケース会議等はしておりますが、「ゆめふる」のような相談窓口体制にはなっていないと思います。また、懇話会の中でこうしたご意見や提案があったことについては、担当部署にもお伝えさせていただきます。
A 委員	よろしくお願いします。

B 委員	私の友達が、仕事中に左足を切断し、障害認定等の関係で市民総合センターに車椅子で正面玄関から入っていったんです。車イスの視線からは課等の看板が見えにくく、どこへ行けばよいのかわかりにくいとの相談がありました。 もう一つは、市民総合センター1階奥のエレベーターのところに、自動販売機がありますが、その後ろに手すりがあり自動販売機で隠れています。 それを福祉事務所に直接話すと、看板を下げると、威圧感があり人が入りにくいとの答えでした。また、自動販売機を移動させてくれと言ったら、管理が難しいとの答えでした。皆さんに提案するのでどうしたら良いのか。
議長	はい。先日、人権擁護連盟田辺支部では、田辺駅前周辺を歩いたのですが、様々な所にバリアがありました。人間の心のバリアもそうかも知れませんが、物質的なバリアも沢山あるというのも事実です。今の自動販売機のことですが、手すりの意味がないとの話しをしたことがあります。委員の皆さん、この件についてご意見ございませんか。
A 委員	車椅子からでも見える看板を、どこかにもう一個付けることで改善するのではないかと。立って見るのと、坐って見るのとでは見え方が違うので、その点も配慮が必要だと思います。
議長	ありがとうございます。そのとおりですね。はい、C 委員どうぞ。
C 委員	今の話しですが、私の知り合いも高齢で腰が曲っております。この頃、腰が曲ってきて顔を上げようとしてもなかなか上がらない。 看板については、ちょっと顔を上げたら見えるような位置に配慮が必要だと思います。 同じ看板一つにしても、高い位置で見えるところと、低い位置からも見えるところに配慮することが、お互いを支え合うことになります。そこは、お金をたくさん使うのではなく、今あるものを使ってもいい。また、手すりの前に自動販売機があれば取り除いて、手すりを利用しやすくすることが一番良いと思います。
A 委員	障害者差別解消法にも抵触する話しになると思います。
D 委員	学校の場合は、校長が校舎内外で危険な場所がないか見回りをすると思いますが、同じように、市役所の各課の長が、管内の守備範囲で、例えば、廊下に邪魔なものを置いていないとか、車椅子の方や、障害のある方が、訪ねてきても困らないように点検をすることは必要だと思います。これは、基本的な心得だと思います。
議長	D 委員ありがとうございました。そのとおりですね。どうしても私たちは、駅前など観光客の方達が通る道等を、誰が来ても歩きやすい道となるようにと考えがちですが、市内には、車椅子の方がたいへん気を使って通らなければならない個所がたくさんあります。
B 委員	実は私も障害者です。それで、市民総合センターへ行っても苦勞することがあります。最後に先生方をお願いしたいのは、学校で福祉教育をする際には、社会福祉協議会から、

	車イスやアイマスクを持って行って、至るところへ目を向けてほしいと思います。それだけお願いしときます。
議長	人権施策推進計画の平成28年度の取組状況について、他に質問はございませんか。
C 委員	8ページの消防総務課の取組において、消防職員は、男性職員も女性職員も分け隔てなく任務を遂行し、研修も受けていることが書かれており、大変良いと思います。と言うのは、厳しい環境や現場においても、女性はより細やかな感覚で任務に当たっていただけるので、高齢者や子ども等はとても安心できると思います。こうしたことは、今後も続けていただきたく、大変ありがたく思います。 2つ目で、高齢者の人権のところ、27ページの企画広報課の事業に住民バスの取組が書かれておりますが、これも大変ありがたいです。私が住んでいる大塔地区では、昭和30年代は、小学校が11校だったと思います。これがだんだん少なくなってきて、来年には、11校あった小学校が統合を重ねていって、1校になる状況です。 高齢になると、車を運転できない方が増え、買物や病院に行くにも交通機関がなければ難儀をします。そうした中で、よく地域を見て配慮していただく取組はとてもありがたいので、今後も、細かく配慮していただければと思います。これは基本方針が改定する際にも、是非、載せていただきたいと要望も重ねて申し上げます。
議長	ありがとうございます。お褒めの言葉とさせていただきます。私が住んでいる市内の地域でも交通弱者の方が5,000人以上いますし、お店は一軒もなくなりました。それで、買物はどうしようもない状況です。田辺市では、これから先もどんどん酷くなっていく状態かなと感じています。
D 委員	7ページで一番下の健康増進課の事業実施状況ですが、事業内容と文書が全く同じになっていますよね。これはどういうことなのか。実施状況はこうだった。評価はこうだったと短くてもいいので書いてほしいと思います。
事務局	ご指摘ありがとうございます。たしかに、事業の内容と実施状況が全く重なっております。事業実施時の対応や取組については、常に、職場内で相手の立場に立ったものであるか、また、職員同士で確認しながら取り組んでいる内容を、具体的に実施状況のところに書くべきものです。次回の報告では必ず訂正しますのでご理解いただきたいと思います。
E 委員	2.人権の視点に立った行政の推進で、10ページ3項目の田辺市事前登録による本人通知制度ですが、交付した後に本人に通知しているのですか。請求があった際に、本人に通知すると抑制になると思いますし、出来れば窓口に来た方に、本人から届け出があって、あなたには交付出来ません。とそこまで踏み込んでの方がいいのではないかと。 もうひとつは、環境と人権の項目が、基本方針の中にもう少しあった方がいいのではないかと。私は、本宮に住んでいますが、山の木が大きくなり、自分が所有する木だと切れるが、他人のだと切れない。あるいは、空き家が増えてきたり、また崩れてきて、撤去する

事務局	と空き地の草が伸び放題とすごく大変になってくる。そうしたことも、人権に関わってくるので、謳っていただきたいと思います。 まず一点目、市民課の事業で事前登録による本人通知制度についてのご意見ですが、例えば、妻が夫から DV を受けていて、転居した場合に、夫が居所を調べて訪ねてくるから、住民票を出さないでほしい。といったケースについては、その場ですぐに、「ご本人からの申し出で、あなたに住民票は出せません」と請求を拒否する制度（住民基本台帳事務における支援措置）がございます。 しかし、事前登録による本人通知制度は、住民票や戸籍謄本が全国的に 2 万件近く不正に取得され、それが結婚差別につながる身元調査に利用されていた事件が背景となり出来た制度です。田辺市では、いち早くから市民の皆様が利用できるようにしているのですが、広く周知をすることによって、悪質な人からの不正請求を抑止することが大きな目的となっています。大勢の方に登録していただくことで、抑止力も大きくなるので、市民の皆様に登録を呼びかけているところです。E 委員のご指摘通り、たしかに交付してからの通知では遅いというご意見はもっともですが、この制度は、そこまで規制するように定めておりませんのでご理解ください。 次に 2 点目、環境と人権については、基本方針の改定と同時に見直していくものになりますが、平成 28 年度の取組状況には具体的に記載していないとのご意見をいただきましたので、併せて見直したいと考えております。
A 委員	先週、先々週と 2 回続けて台風が来ましたが、その度に避難勧告を出しています。あれは出さないといけないものなのか。障がい者や高齢者は、前もって避難準備をしなさいと言われても、居所が大塔村の平瀬だと、富里にある生活改善センターまで逃げなあかん。85 歳の高齢者が、一人で暮らしている場合もあって、そこまでどうやって避難すればいいのか。大雨の中、車で走り回って、「お婆ちゃんいてるか、俺、連れて行くから電話しておいでや」と言うて回ってますが、こうした場合はどうすればいいのか、何処へ言えばいいのか。早く逃げなさいと言われても、逃げられない現実もあり、これは、高齢者の人権にも関わってくると思いますが、どんなもんでしょうか。
F 委員	私は、民生委員ですが、今年度も、避難困難者名簿を作成して、民生委員 270 名が田辺市内の各家庭を訪問しております。 その中で、災害時には、民生委員が一人で 10 人、20 人の方を訪問できないので、「自分で自分の命を守ってくださいよ」としか言えないわけです。 名簿に記載されている方の中には、なかなか会えない方もいて、今も会えていない方もいます。新人の民生委員から災害時に会いに行かなあかんのか、という意見があつて、必ず行けとは言わないが、もし、行ける状況になればお願いしますとしか答えられない まず、自分の命を守りながら、他人の命を守る。人の命を守ることと、自分の命を守ることの両方のバランスもあり、民生委員も非常に複雑な心境です。 特に、名簿作成の時に、個人情報についてはプライバシーへの配慮や、自治会、自主防災組織、消防団、警察等に名簿を提供しますと、本人に、了解を求めています。

議長	私は、9月に福島に行ってきました。それで、助かった人たちに、避難者の行動について話を聞いたのですが、避難困難者名簿は、何の役にも立たなかったということでした。 その理由は、隣近所の人が、お互いに助け合ってこそ助かるんです。町内会長と役員しか名簿の存在は知らず、自分の町内で、この人は支援が必要だということが、わかりにくい。それで皆さんどうやって助かったのかを聞くと、隣近所が、互いに声を掛け合って、逃げよう逃げようと言って……。それでも浪江町では、168人が亡くなり、37人はまだ見つかっておりません。これが現実です。 避難困難者名簿って、何だったのかと聞きますと、あれはただ名簿を作っただけとの答えしか聞けませんでした。本当にこれは残念で、行政の方にも、こうした声があることをもう一度考えてほしいと思います。
A 委員	実態をよく調べてほしいと思います。なかなか自分で逃げ出せない方もいる中で、何をすべきなのかを具体的に考えていかないと。自主防災組織でも言っていますが。
議長	はい、ありがとうございます。そのとおりです。
G 委員	私達も自主防災組織を立ち上げていますが、災害時の避難場所は、中辺路ですと栗栖川のコミュニティセンターまで行かねばなりません。自主防災組織でも検討していますが、コミュニティセンターへ行くよりは、近くの集落センターの避難所に留まる方が安全なんです。ところが、その避難所は耐震診断も行われておらず、いろんな人が集まってくことを想定し、避難場所を確定していますが、本当にそれでいいのか心配になります。先ほどもありましたが、地域の実状や避難場所という大事な場所の確保を、十分考えて頂けるような施策をと思います。
議長	はい、沢山のご意見ありがとうございます。
事務局	まず一点目、A 委員からご意見のありました避難勧告については、事前防災という行政の役割、公助として、当然これは出さねばならないと思います。 ただ、高齢の独居老人の場合は、自分で逃げる、自助は難しい。自主防災組織率は、どんどん向上しほぼ100%になっておりますが、近所に人が住んでいないと、助けてもらうこと、共助も難しい。こうした実態については、自主防災組織の中でも、公助の部分と、共助とするものとの役割をきちんと決めておく必要があると思います。 次に、避難困難者名簿の話がありましたが、この名簿の活用については、今後、田辺市が、福祉避難場所の指定等を進めて行く上で、大切なものだと思います。現行の避難場所についても、ご意見がありましたように、バリアフリー化や耐震化等の環境整備を進めるためにも、この名簿が必要になります。ただ、災害が起きた時に、最も大切なことは、議長が言われたように、その地域に住んでいる人たちのつながりや絆の部分を強くしていかないと、命を守る、人権を守ることは難しいと思います。ですので、共助の部分をどうやって強めていくのか、G 委員が言われたように、自主防災組織は出来ているけど、その運営の仕方や、耐震が出来ていないなどの意見については、防災まちづくり課へも、直接

議長	それぞれの地域からのお声をいただければと思います。 また、防災まちづくり課では、「防災と人権」についての研修会等も、地域の中に入っていき実施しています。自分たちの地域の中で、不安に思うこと等の意見がありましたら、こうした研修会もご活用いただければと思います。 ありがとうございます。その他にご意見はありませんか。 私から、最後に一つ、校長先生もいらっしゃるの、お願いしたいのですが、今、子どもたちには、知らない人に声をかけたり、かけられたりしないように教育をしているのでしょうか。私は、毎朝、出会った子どもたちには、「おはよう、行ってらっしゃい」と言葉かけをしておりますが、小学校の低学年の子どもたちは、一年間おはようと言っても、全然言わない子がいます。親が、知らない人に声をかけられても、返事してはだめよと教えているのか、それとも、自分で判断して返事をしないのか気になります。地域の保護者会に出席し聞いてみますと、子どもたちには、挨拶をするように教えているとのことでした。先ほどの防災の話しになりますが、福島県浪江町の子どもたちは、73人中1人も亡くならなかったのですが、大人は、168人が亡くなっています。と言うのは、子ども達の連携が強くて、また、障害のある子どもが一人おりましたが、その子を連れて3km程走って逃げたそうです。子ども達は、普段から誰とでも挨拶をし、近所の方と話しをすることで、町内にはこうした人が住んでいることも知っていたそうです。また、普段の遊びの中から、学校の先生も知らない道を知っていて、誰一人亡くならなかったんです。一方で、同じ場所で168人の大人が亡くなっています。 私は、子どもの頃から、こうした感覚を身に付けることが一番大事だと思います。 是非、学校の保護者会等でも、挨拶がしっかりと出来るように教えていただければと思います。
H 委員	挨拶は、人と人とのつながりを良くする上で、とても大事であることを、全ての学校で認識していると思います。ですから、挨拶をしっかりとしようという話は、校長が全校集会や始業式など、年間を通じて何回もしていると思います。もちろん各学級担任もその話を受けて、各学級で指導を行っていると思います。しかし、挨拶を出来る子と出来ない子がいるのも実態でございます。私も、毎朝、小学校の前に約1時間立ち、挨拶をしておりますが、挨拶が出来ない、全く声が出せない子どももいます。場面緘黙（ばめんかんもく）ということもありますので、その子どもに対して、必ず挨拶を返しなさいとの態度はとらず、声をかけるだけです。それと発達障害の子どもの場合は、こちらから声をかけても、まったく耳に入っていない、そういう子どもがいる状況もご理解いただきたいと思います。
議長	ありがとうございます。私も、そうしたことは心得ております。私の言っている子ども達は、親がいろんな大人に声をかけられても注意しなさいよと、厳しく言われているのかなと感じたものですから。学校教育では、どういう指導をしているのかを知りたかったので、本当にありがとうございます。予定の時間となりますが、皆様方からは、いろんな意見やご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。 最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。

